

29信監第13号
平成30年2月26日

信濃町長 横川 正知 様
信濃町議会議長 小林 幸雄 様

信濃町監査委員 清水 岳美
信濃町監査委員 佐藤 武雄

平成29年度財政的援助団体等の監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政的援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

なお、地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知してください。

平成 29 年度財政的援助団体等監査報告書

第 1 監査の目的

地方自治法第 199 条第 7 項の規定及び平成 29 年度監査計画に基づき、信濃町が財政的援助等を行っている事業について、公正で、合理的かつ効率的に執行されているかという観点から、当該財政的援助を受けた団体等に係る出納その他の出納に関連する事務の執行について監査を実施しました。

第 2 対象年度

平成 28 年度執行分

第 3 対象団体及び実施期間

町から財政的援助を受けた団体等の中から、次の基準により 2 団体を選定し、平成 29 年 10 月 24 日及び平成 29 年 12 月 22 日に実施しました。

- (1) 町から資本金等の 4 分の 1 以上の出資又は出捐を受けている団体
- (2) 町から 100 万円以上の補助金、負担金、交付金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を受けている団体
- (3) 町から公の施設の管理を委任されている団体（指定管理者）

監査実施団体

- No. 1 有限会社信濃町ふるさと振興公社
- No. 2 社会福祉法人信濃町社会福祉協議会

第 4 監査の実施方法

監査対象団体に出向き、提出された監査資料等に基づき、その内容を確認するとともに、関係者からの説明を聞き取るなどの方法により実施しました。

第 5 監査の結果

監査を実施した 2 団体において、指摘事項等はありませんでした。

また、所管課についても指摘事項等はありませんでした。なお、監査委員の意見を添えました。

「監査対象団体ごとの監査結果」、「所管課に対する指摘事項等」は、次ページ以下のとおりです

監査対象団体ごとの監査結果

監査団体名	有限会社信濃町ふるさと振興公社			No. 1
団体所在地	信濃町大字柏原 1260 番地 4			
監査年月日	平成 29 年 10 月 24 日	所管課	産業観光課	
団体の概要	代 表 者	代表取締役 寺島 節夫		
	設立年月日	平成 10 年 11 月 11 日	資本金等	資本金 22,000,000 円 (うち自己株式 7,500,000 円)
	主 な 事 業 の 内 容	1 指定管理（販売施設及び生乳加工施設の運営、維持管理） 2 土産品等の販売 3 農産物の直売 4 食堂の経営		
	平成 28 年度 決 算 状 況	収 益	333,766,707 円	当期純利益 △474,569 円
	費 用	334,055,975 円	利益剰余金 86,070,967 円	
監 査 対 象 事 項	1 出資金（町出資率 50%、自己株式控除後 64.7%） 11,000,000 円 2 公の施設の指定管理（農林水産物加工直売等施設）			
監 査 結 果	指摘事項等はありませんでした。			
意 見	<p>「道の駅」としての登録をされており、複合多機能型休憩施設として、施設の維持管理、農畜産物等の販売及び休憩施設等の運営、各種イベントなどを通して地域住民やコミュニティ活動の活性化及び昼夜を問わず訪れる来町者への対応をされているところを高く評価いたします。</p> <p>しかし、第三セクターとしての位置付け上、地方公共団体から独立した事業主体である一方で、地方公共団体等の関与を受けながら公共性、公益性を有する事業を実施するという二面性を有しており、ふるさと天望館については、平成 9 年度に国庫補助事業の山村振興等農林漁業特別対策事業により整備されました。国庫補助を受ける際の山村振興等活性化推進事業計画書に、農業所得の安定化による離農の抑制や農家の就業機会の拡大などの事業効果が記載されていますが、現時点では効果を認めがたい状況ですので、補助事業等の目的や定款の事業目的に定める観光、農業分野等へのさらなる事業展開を検討してください。</p> <p>また、平成 25 年度の財政的援助団体等監査で指摘のあった自己株の解消についても、継続して検討をお願いします。</p>			

監査団体名	社会福祉法人信濃町社会福祉協議会			No. 2
団体所在地	信濃町大字柏原 429 番地 17			
監査年月日	平成 29 年 12 月 22 日	所管課	住民福祉課	
団体の概要	代 表 者	会長理事 横川 正知		
	設立年月日	昭和 50 年 1 月 28 日	資本金等	純資産 209,475,820 円
	主 な 事 業 の 内 容	1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施		
		2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助		
		3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、助成等		
		4 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡		
		5 居宅、通所介護事業		
平成 28 年度		事業活動収入	103,768,642 円	当期活動収支差額
決 算 状 況		事業活動支出	105,880,013 円	△2,111,371 円
監 査 対 象 事 項	1 基本金	1,000,000 円 (町出捐割合 100%)		
	2 補助金	21,377,233 円		
	(1) 法人運営事業補助金	人件費	19,450,150 円	
	(2) 法人運営事業補助金	事務費	1,843,707 円	
	(3) 企画広報事業補助金	事業費	83,376 円	
監 査 結 果	指摘事項等はありませんでした。			
意 見	<p>介護報酬の改定が続くなか、社会福祉法及び定款目的に基づく幅広い福祉事業等を継続して行っていることを評価します。</p> <p>しかし、平成 28 年度決算において、介護保険サービス事業で 1,598 千余円のマイナスとなっていますので、平成 25 年度の財政的援助団体等監査結果に基づき、指定通所介護事業等民間企業や NPO 法人で行える事業は委託に出すなどの検討をしてください。</p> <p>また、事務局次長が空席となっているほか、近年新規職員が採用されていない状況から、社会福祉協議会が将来にわたって安定的に事業を継続する上で重要となる人的体制の整備を進めることが望まれます。</p>			

所管課に対する指摘事項等

産業観光課

有限会社信濃町ふるさと振興公社

平成 25 年度の財政的援助団体等監査結果の指摘事項で、措置されていない事項のうち特に次の事項について引き続き検討をお願いします。

1 指定管理者制度の段階的解消

- (1) 町は、信濃町農林水産物加工直売等施設（以下加工直売施設という）の管理について、「加工直売等施設の設置及び管理に関する条例（以下条例という）」を定め、地方自治法（以下法という）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者にこれを行わせるものとしています。（条例第 4 条）この指定管理者として有限会社信濃町ふるさと振興公社（以下公社という）を公募によらずに個別に指定しています。
- (2) 指定管理者制度は、公の施設（法 244 条）の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認められるときは法人その他の団体で地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができる制度です。
- (3) ここにいう「公の施設」は、住民の福祉を増進する目的をもって公共の利益のために、住民の利用に供し、多数の住民に対し均等に役務を提供することを目的として設置される施設（法 244 条第 2 項「正当な事由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。」、同条第 3 項「住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱をしてはならない。」と規定。）であり、その適正な管理を確保する必要性から設けられた制度です。
- (4) 加工直売施設は販売や食事を提供する部分と牛乳加工部分とに区分された施設であり、企業活動に類似しており、地域住民が利用する施設といえるか疑問です。その副次的効果として、野菜生産者に直売の場所を提供することや、酪農経営者に生乳を加工する場所を提供することを通して住民の福祉を増進するということがあるにしても、直接の目的が公共の利益のために、住民の利用に供する施設とはいえません。したがって、町が加工直売施設を設けて、これを指定管理者制度のもとに管理者を指定してこれらの事業を委託するということは法の予定しない制度であり、便宜的に利用したものといえるので国庫補助金による規制期間に配慮するとしても可能な限り譲渡等により解消すべきです。
- (5) 譲渡等により町の所有が解消できない間は、指定管理者の指定の申請に当たり、第 3 セクター単独指名でなく、公募等により複数の申請者に事業計画書を提出させる方法によるべきです。

2 公的資金負担回避の検討

- (1) 基本協定書第 15 条によると「管理施設の改造、増築、改築、大規模修繕については、町が自己の費用と責任において実施するものとする。」とされており、契約上は問題ありませんが、今後このような公的資金負担をすることは町の財政悪化を招き、慎重でな

ければなりません。

- (2) 補助金により大規模企業施設を建設する場合は大修繕や更新時に補助金が見込めず、町の一般財源をどこまで投入すべきかについて建設当初に公的支援の考え方を決めておくべきでした。今後も老朽化に伴う多額の資金負担が予想されることから早急に決めておくべきです。

3 第3セクターの解消の検討

- (1) 多額の補助金により大規模施設を建設して、第3セクターに事業を行わせることは経営悪化時の損失負担や老朽化施設の改築資金負担のほか事故等の多くの経営リスクを町が負うこととなり、早期に解消すべきです。
- (2) 町は110株、11,000,000円出資しています。出資金22,000,000円に対して出資比率50%（自己株式控除後64.7%）であり、実質的に公社を支配し、町の同意がなければ会社運営は不可能です。少なくとも5%程度に抑えるべきです。
- (3) 公社の定款第2条に定める事業目的には実施事業のほかに、不動産管理業務、観光事業、農地の管理等広範囲の目的が定められておりますが、具体的実施計画を定めず放置されていることは町出資の団体として妥当とはいえません。定款の目的を実態に合わせるかあるいは定款の目的通りに事業を実施するか改善すべきです。
- (4) 町民や町の振興に賛同する事業者等に広く出資を要請して民間主導の経営リスクを自らが負う自立した会社に生まれ変わることが求められます。
- (5) 当面は、経営悪化時の町負担（赤字補填、貸付金、損失補償契約を含む）について、これを行わないことを決めておくべきです。

住民福祉課

社会福祉法人信濃町社会福祉協議会

指摘事項等はありませんでした。